

お客さま各位

株式会社三井住友銀行

「疾病保障付住宅ローンの保障内容変更」のご案内

平素は三井住友銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、お客さまにご契約いただいております「疾病保障付住宅ローン」に関して、保障内容・サービスの拡充を図るため、2016年7月1日(金)以降、引受保険会社および保障内容を下記の通り変更することといたしました。詳しい変更内容の資料を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

引受保険会社および保障内容の変更に関するご案内は昨年8月にも一度ご案内をさせていただいておりましたがご案内の文書が不着だったため、改めてご案内をさせていただきました。

ご不明な点や、変更を希望されない場合は、2016年6月30日(木)迄に、下記のご相談窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

今後とも当行をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

1. 変更内容(くわしくは別紙①および「被保険者のしおり」をご参照ください)

引受保険会社	カーディフ損害保険会社から、三井住友海上火災保険株式会社に変更します。 (保険契約者は三井住友銀行のまま変わりません)
保障内容	<p>基本保障※の変更はありません。</p> <p>●主な変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就業不能一時金」、「入院一時金」、「生活サポートサービス」の新設 ・支払限度期間の撤廃 ・原子力発電所の単独事故の際の保険金支払い基準を変更 <p>※三大疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)や高血圧症・糖尿病等の重度慢性疾患等にかかった際に、ローン返済額やローン残高等を保障</p>

2. 変更に伴うご案内事項

- ・お客さま(奥さま保障にご加入いただいている場合は、配偶者さまも含まれます)の保険加入に関する個人情報を、新たな引受保険会社となります三井住友海上火災保険株式会社に提供させていただきます。
 - ・お客さまに改めて加入申込書や健康状態の告知書・診断書等を作成・ご提出いただく必要はございません(三井住友海上火災保険株式会社での再審査も行われません)。
- また、お客さまの追加負担はございません。

変更を希望されない場合のご相談窓口	<p>株式会社三井住友銀行</p> <p>☎0120-492-188 毎日9:00~17:00 [2016年6月30日まで]</p> <p>携帯電話・PHSからもご利用いただけます。</p>
変更後の保障内容に関するご相談窓口	<p>三井住友海上火災保険株式会社</p> <p>☎0120-558-767</p> <p>平日9:00~18:00・土日祝日10:00~17:00 [2016年6月30日まで]</p> <p>携帯電話・PHSからもご利用いただけます。</p> <p>2016年6月30日迄は、お客さまの個人情報は三井住友海上に提供していません。</p>



三井住友銀行

別紙① 保障内容の変更に関して(新旧比較表)

(1) 保障内容の縮小

現行契約(切替前)	切替後の契約	補足説明等
<p>●保険金を支払わない 主な場合</p> <p>・なし</p>	<p>●保険金を支払わない場合</p> <p>・核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害による就業不能。</p> <p>・上記の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害による就業不能。</p> <p>・上記以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業不能。</p> <p>・ただし、上記に掲げる事由によって発生した就業不能については、これらに該当した被保険者の数がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、引受保険会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。</p>	<p>・天災や戦争による原子力発電所の事故の場合は、現行契約と切替後の契約との間に保障の差異はありません。</p> <p>・ただし、原子力発電所の単独事故の場合は、現行契約ではお支払いの対象となりますが、切替後の契約では、保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合に限りお支払いの対象となります。</p>

(注1) 使用済核燃料を含みます。(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 保障内容の拡大

現行契約(切替前)	切替後の契約	補足説明等
<p>●支払限度期間 (債務繰上返済支援保険金を除く)</p> <p>・保険金をお支払いする期間は、通算する支払限度期間をもって終了します。 支払限度期間36ヵ月</p>	<p>・なし</p>	<p>・現行契約では、すべての保険期間を通算して支払限度期間(36ヵ月)を適用しますが、切替後の契約では、支払限度期間は設けず無制限とします。</p>
<p>●保険金を支払わない 主な場合</p> <p>・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故。</p>	<p>●保険金を支払わない場合</p> <p>・被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害による就業不能。</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等*を運転している間。 *自動車等:自動車または原動機付自転車</p>	<p>・運転をする対象を「自動車、原動機付自転車」に限定し、お支払いの対象を拡大します。 (例:建設作業用のクレーンの操縦)</p>
<p>・戦争その他の変乱。</p>	<p>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって被った身体障害による就業不能。ただし、テロ行為(注)によって被った身体障害による就業不能を除きます。</p>	<p>・「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」をセットし、保険金を支払わない場合のうち「テロ行為」はお支払いの対象とします。</p>
<p>・被保険者の泥酔を原因とする事故。</p>	<p>・なし</p>	<p>・泥酔を原因とする事故をお支払いの対象とします。</p>

(注) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(3) 新たな保障の追加

現行契約(切替前)	切替後の契約	補足説明等
<p>・なし</p>	<p>●ご加入時年齢が46歳以上56歳未満の方</p> <p>●日常のケガ・病気保障特約に単独加入の方</p> <p>・ご融資日以降にご加入プラン毎の支払対象となる事由によりご融資日から3ヵ月を経過した日の翌日以降に就業不能となり、その状態が1ヵ月を超えて継続した場合に10万円を一時金としてお支払いします。</p>	<p>・ご加入プラン、ご加入時の年齢により保障内容が異なります。 ※詳細は裏面をご確認ください</p>
<p>・なし</p>	<p>●上記以外の方</p> <p>・ご融資日以降に罹患した病気やケガによりご融資日から3ヵ月を経過した日の翌日以降に入院し、その状態が1ヵ月を超えて継続した場合に10万円を一時金としてお支払いします。</p>	



(4) 新たなサービスの追加

現行契約(切替前)	切替後の契約	補足説明等
・なし	・日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます(ご相談無料)。 ○サービスメニュー ・健康・医療相談 ・医療機関総合情報提供 ・三大疾病セカンドオピニオン情報提供 ・介護に関する情報提供と悩み相談 ・認知症に関する情報提供と悩み相談 ・暮らしのトラブル相談(法律相談) ・暮らしの税務相談	・ご加入いただいている全ての方にご利用いただけます。 ・健康、医療、介護の相談は24時間対応となります。 ※詳細は下記をご確認ください

【新たな保障】

「就業不能一時金」の新設

- ご加入時年齢が46歳以上56歳未満の方(ご加入年齢拡大タイプ)
- 日常のケガ・病気保障特約に単独加入の方

ご加入プラン毎の支払対象となる事由により就業不能となり、その状態が1ヵ月を超えて継続した場合、**10万円**をお支払いします。

※この特約の保険金受取人は、被保険者(加入者)となります



就業不能一時金

融資実行日

保障開始日

※融資実行日から
3か月経過後の翌日

新設

就業不能

一時金 10万円

就業不能開始 免責期間1ヵ月

「入院一時金」の新設

- 上記以外の方

ケガまたは病気で入院していることにより就業不能となり、その状態が1ヵ月を超えて継続した場合、**10万円**をお支払いします。

※この特約の保険金受取人は、被保険者(加入者)となります



入院一時金

融資実行日

保障開始日

※融資実行日から
3か月経過後の翌日

新設

入院による
就業不能

一時金 10万円

入院開始 免責期間1ヵ月

【新たなサービス】

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。

健康・医療 年中無休24時間対応

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

介護 年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
- 認知症に関する情報提供と悩み相談

暮らしの相談 平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談(弁護士・税理士との相談は予約制)

情報提供・紹介サービス 平日10:00~17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、引受保険会社までお問い合わせください。

*サービス受付の電話番号(通話料無料)は、「被保険者のしおり」をご覧ください。*平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月~金をいいます。*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保障内容やサービス内容の詳細は、同封の「被保険者のしおり」をご覧ください。

別紙② 個人情報の利用目的および提供について

1. お客さまの保険加入に関する個人情報の利用目的

新たに三井住友海上火災保険株式会社(以下、「三井住友海上」)と保険契約を締結し、疾病保障付住宅ローンの保障をご提供するにあたり必要となるお客さまの保険加入に関する個人情報を、2016年7月1日以降、三井住友海上に提供いたします。

お客さまの保険加入に関する個人情報は、三井住友海上にてご契約の管理、今後万が一の事象が発生した場合のお手続き等に利用させていただきます。

2. 提供のご加入に関する個人情報の項目および提供方法

(1) 提供する個人情報の項目

- ①ご加入者氏名※ ②ご自宅住所 ③郵便番号 ④生年月日※ ⑤性別※
- ⑥住宅ローンお借入日 ⑦住宅ローン返済期間 ⑧直近の住宅ローン残高 ⑨保障プラン
- ⑩取引店 ⑪ローン口座番号 ⑫加入日

(注)奥さま保障にご加入の場合、※印の項目は、配偶者さまの情報も含まれます。

(2) 提供方法

上記(1)の項目のみ記録されたデータを、当行より三井住友海上へ提供させていただきます。

※ 三井住友海上に提供されるお客さまの保険加入に関する個人情報は、三井住友海上の個人情報保護管理規程等に基づき、安全かつ適正に管理させていただきます。

3. 個人情報の提供を希望されない場合の手続き

お客さまの保険加入に関する個人情報を三井住友海上に提供することについて、了承いただけない場合は、2016年6月30日迄に当行のご相談窓口までお電話にてご連絡をくださいますようお願いいたします。その場合、三井住友海上へお客さまの保険加入に関する個人情報の提供は行いません。

なお、三井住友海上へお客さまの保険加入に関する個人情報の提供を行わない場合の当該保険契約の取り扱いにつきましては、当行のご相談窓口までご相談くださいますようお願いいたします。

以上

